

■ Article ■

マイナンバー制度と年末調整

日税連規制改革対策特別委員会副委員長・税理士 宮本 雄司

マイナンバー制度が平成28年1月1日より開始され、初めての年末調整を迎える。そこで、年末調整業務（年末調整計算、給与支払報告書及び法定調書合計表の作成・提出）を行う上でマイナンバー制度に関する重要事項（本人確認）の再確認を行う。また平成28年度税制改正において扶養控除等申告書への番号の記載を不要とする改正が行われた。この改正により今後従業員が年末調整の際に事業者への番号の提供を行うのは大幅に省略されるものと考えられる。これらの改正による実務上の影響や各種支払調書の作成における注意点等を中心に解説する。

1. 本人確認

個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者は、本人又は代理人から個人番号の提供を受けるときは、本人確認を行わなければならない。

※「個人番号利用事務実施者」

- ・・・行政機関等が、社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務において、保有している個人情報の検索、管理のために個人番号を利用する事務を「個人番号利用事務」といい、個人番号利用事務を行う者である行政機関等を「個人番号利用事務実施者」という。

※「個人番号関係事務実施者」

- ・・・各種法定調書、被保険者資格取得届等に他人の個人番号を記載し、行政機関等に提出する事務を「個人番号関係事務」といい、個人番号関係事務を行う者を「個人番号関係事務実施者」という。

それぞれ委託を受けた者を含む。

平成29年1月に提出する法定調書合計表の作成及び平成28年分所得税確定申告業務に関し税理士が各申告書等の提出を通じてマイナンバーを取り扱う機会はさらに増える。

税理士が税務当局に個人番号の提供を行う場合の本人確認を以下の表にまとめた。

| | | 本人確認 | | |
|----------|-----------------------|----------------------------------|---------------------|-----------------------------------|
| | | 代理権の確認 | 代理人の身元確認 | 本人の番号確認 |
| 窓口持参 ※ | | 税務代理権限証書の提出 | 税理士証票の提示 又は写しの提出 | 本人の個人番号カード 等の写しの提出 |
| 郵送 ※ | | 税務代理権限証書の提出 | 税理士証票の写し の提出 | 本人の個人番号カード 等の写しの提出 |
| 電子 申告 | 税務代理権 限証書の添 付あり | 税務代理権限証書 データの提出 | 税理士の電子証明書 | 税務当局がシステム 照会するため、確認書 類の提出不要 |
| | 税務代理権 限証書の添 付なし | 納税者の利用者識 別番号、利用者 ID の入力・送信 | 税理士の電子証明書 | 税務当局がシステム 照会するため、確認書 類の提出不要 |

- ※ 税務代理権限証書の添付がない場合は、納税者本人から個人番号の提供があったものとみなされる。
- ※ 税務署窓口で提出する際にも、混雑緩和等の観点から、1 件別に写しを添付するようにする。
- ※ 税理士事務所の従業員等が税務署の窓口で申告書等を提出する場合も、郵送等の取扱いに準じて代理人である税理士の「税理士証票」の写しを提出する必要がある。

2. 扶養控除等申告書の注意点

(1) 個人番号の記載時期（源泉所得税関係に関する FAQ Q1-1）

平成 28 年 1 月以後に提出する扶養控除等申告書には、従業員本人、控除対象配偶者、控除対象扶養親族等の個人番号を記載しなければならない。なお、平成 27 年中に平成 28 年分の給与所得者の扶養控除等申告書の提出を受ける場合であっても、平成 28 年分の給与所得の源泉徴収票(税務署提出用)に記載するために、従業員等に個人番号の記載を求めても差し支えないとされている。

(2) 個人番号の記載省略について

①方法 1（源泉所得税関係に関する FAQ Q1-3-2）⇒平成 28 年度税制改正により新設

給与支払者が、従業員本人、控除対象配偶者又は控除対象扶養親族等の氏名及び個人番号等を記載した帳簿を備えており、記載事項に変わりがない場合には、個人番号の記載を要しないこととされた。

※帳簿は以前に提出を受けた次の申告書により作成したものに限る。

- a. 給与所得者の扶養控除等申告書
 - b. 従たる給与についての扶養控除等申告書
 - c. 退職所得の受給に関する申告書
 - d. 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書
- 電磁的記録（エクセル等のデータ）でも可。

帳簿の記載事項

- ・ 扶養控除等申告書に記載されるべき提出者本人（従業員）、控除対象配偶者、控除対象扶養親族等の氏名、住所及び個人番号
- ・ 帳簿の作成に当たり提出を受けた申告書の名称（上記 a～d）
- ・ 上記申告書の提出年月

②方法2（源泉所得税関係に関するFAQ Q1-5-1）⇒平成28年度税制改正前の取扱い

給与支払者と従業員との合意に基づき、従業員が余白に「個人番号については給与支払者に提供済みの個人番号と相違ない」旨を記載し、給与支払者が既に提供を受けている従業員等の個人番号を確認し、確認した旨を扶養控除等申告書に表示すれば、個人番号を記載しなくても差し支えない。なお、給与支払者が保有している個人番号と個人番号の記載が省略された扶養控除等申告書が、適切かつ容易に紐づけられるよう管理しておく必要がある。

この取扱いは給与支払者の個人番号に係る安全管理措置の負担の軽減を図るために認めるものであるため、個人番号以外の扶養控除等申告書に記載すべき項目は、前年と変更がない場合でも、記載を省略せず扶養控除等申告書に記載する必要がある。

税務署長から提出を求められた場合は、給与支払者は扶養控除等申告書に従業員等の個人番号を付記して提出する必要がある。

(3) 扶養控除等申告書の番号記載について

税理士がクライアント（事業者）に対して、年末調整へ向けて従業員からマイナンバーの提供を受ける流れや扶養控除等申告書へのマイナンバーの記載不要について、新入社員を例にとり、下記の通りまとめた。

<パターン1> 社会保険に加入する

①新入社員の入社（平成28年4月）

社会保険の手続きのため、本人からマイナンバーの提供を受ける。

②年末調整（平成28年12月）

平成29年分の扶養控除等申告書の余白に「提供済みのマイナンバーと相違ない」旨を記載する。

③会社は従業員から提出済みの「個人番号提出書」と12月に提出された「扶養控除等申告書」を元に『帳簿』を作成し、保管する。

<パターン2> 社会保険に加入しない

- ①新入社員の入社（平成28年4月）
社会保険の手続きがないため、書類の提出はない。
- ②年末調整（平成28年12月）
平成29年分の扶養控除等申告書にマイナンバーを記載する。
- ③会社は提出された「扶養控除等申告書」を元に『帳簿』を作成し、保管する。
- ④年末調整（平成29年12月）
平成30年分の扶養控除等申告書の余白に「提供済みのマイナンバーと相違ない」旨を記載する。

<パターン3> 入社時に扶養控除等申告書を記載した場合

- ①新入社員の入社（平成28年4月）
従業員が平成28年分の扶養控除等申告書にマイナンバーを記載し、会社へ提出する。
- ②会社は提出された「扶養控除等申告書」を元に『帳簿』を作成し、保管する。
- ③年末調整（平成28年12月）
平成29年分の扶養控除等申告書はマイナンバーの記載は不要。

※帳簿とは… エクセル等のデータ（電磁的記録）など

帳簿の記載事項

- ・ 扶養控除等申告書に記載
提出者本人（従業員）、控除対象配偶者、控除対象扶養親族等の氏名、住所及び個人番号
- ・ 帳簿の作成に当たり提出を受けた申告書の名称
 - a 給与所得者の扶養控除等申告書
 - b 従たる給与についての扶養控除等申告書
 - c 退職所得の受給に関する申告書
 - d 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書
- ・ 上記申告書の提出年月

| | 平成28年4月 | 平成28年12月 | 平成29年12月 | |
|--|--|--|--|---|
| パターン1 社会保険加入 | 社会保険加入のため、本人からマイナンバーの提供を受ける。 | 本人が「提供済みのマイナンバーと相違ない」旨を平成29年分扶養控除等申告書に記載すれば、マイナンバーは省略可能。 | 会社が『帳簿』を備えていれば、平成30年分扶養控除等申告書のマイナンバーは記載不要とできる。 | 『帳簿』を破棄又は番号の異動があるまで、各年分の扶養控除等申告書のマイナンバーは記載不要とできる。 |
| パターン2 社会保険未加入 | 社会保険未加入のため、本人からマイナンバーの提供を受けない。 | 原則通り、本人は平成29年分扶養控除等申告書にマイナンバーを記載する。 | 会社が『帳簿』を備えていれば、平成30年分扶養控除等申告書のマイナンバーは記載不要とできる。 | |
| パターン3 入社時に平成28年分扶養控除等申告書を記入(社会保険の有無は問わない) | 入社時に平成28年分扶養控除等申告書を記入する上で、本人からマイナンバーの提供を受ける。 | 会社が『帳簿』を備えていれば、平成29年分扶養控除等申告書のマイナンバーは記載不要とできる。 | | |

※雇用保険・・・平成28年1月1日以降提出分の各書類からマイナンバーの記載が必要である。

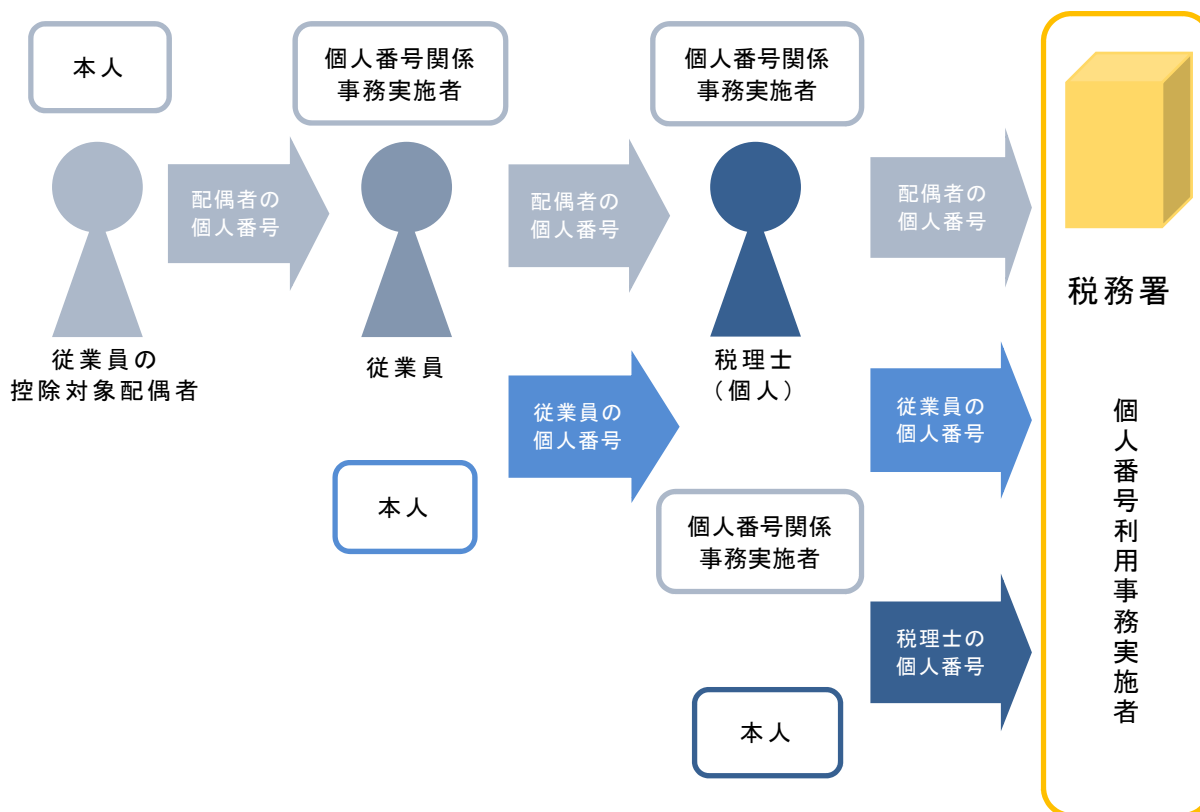
※健康保険及び厚生年金・・・平成29年1月1日以降提出分の各書類からマイナンバーの記載が必要である。

3. 平成28年度税制改正により、年末調整関係書類のうち、個人番号の記載が不要となったもの

配偶者特別控除申告書、保険料控除申告書、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書については、平成28年4月1日以後に提出するものから個人番号の記載は不要である。(源泉所得税関係に関するFAQ Q1-3-1)

4. 給与所得の源泉徴収票について

税理士事務所従業員の源泉徴収票を作成し、税務署に提出する場合には下記の通りである。



従業員は配偶者に個人番号を求め、提供を受けた個人番号を給与支払者である税理士へ提供する。税理士は源泉徴収票の『控除対象配偶者』へ配偶者の個人番号を記載する。

従業員は自身の個人番号を税理士へ提供する。税理士は源泉徴収票の『支払を受ける者』へ従業員の個人番号を記載する。

税理士は自身の個人番号を源泉徴収票の『支払者』へ記載する。

税理士は①従業員の控除対象配偶者の個人番号に関して個人番号関係事務実施者、②従業員の個人番号に関して個人番号関係事務実施者、③税理士自身の個人番号に関して本人の立場で個人番号を取り扱うことに注意する。

また、税務署提出用と受給者交付用の源泉徴収票は記載事項が以下のように異なるので、注意が必要である。

(1) 税務署提出用の源泉徴収票の注意点

支払を受ける者、控除対象配偶者、控除対象扶養親族の個人番号、支払者の個人番号又は法人番号を記載する。

16歳未満の扶養親族、配偶者特別控除の対象となる配偶者の個人番号は

記載しない。

(2) 受給者交付用の源泉徴収票の注意点

個人情報情報の漏えい又は滅失等の防止のため、個人番号又は法人番号は一切記入しない。

支払を受ける者である従業員の
個人番号を記入

平成 年分 給与所得の源泉徴収票

| | | | | | |
|-------------|--|------------|--|------------|--|
| 支払を受ける者 | | 氏名 | | 個人番号 | |
| 支払金額 | | 給与所得控除後の金額 | | 源泉徴収税額 | |
| 控除対象配偶者の有無等 | | 配偶者特別控除の額 | | 控除対象扶養親族の数 | |
| 社会保険料等の金額 | | 生命保険料の控除額 | | 地震保険料の控除額 | |
| 控除対象配偶者の氏名 | | 個人番号 | | 配偶者の合併所得 | |
| 控除対象扶養親族1 | | 氏名 | | 区分 | |
| 控除対象扶養親族2 | | 氏名 | | 区分 | |
| 控除対象扶養親族3 | | 氏名 | | 区分 | |
| 控除対象扶養親族4 | | 氏名 | | 区分 | |
| 支払者 | | 氏名又は名称 | | 個人番号又は法人番号 | |

控除対象配偶者の
個人番号を記入

支払者である税理士の
個人番号を記入

源泉徴収票出典: 国税庁
 (税務署提出用)

5. 給与支払報告書（市区町村に提出）

支払を受ける者、控除対象配偶者、控除対象扶養親族、16歳未満の扶養親族の個人番号、支払者の個人番号又は法人番号を記載する。

給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）は、平成29年度以後の住民税に係るものから個人番号記載欄が追加され、当該欄に個人番号が現在記載される予定である。

6. 各種支払調書のポイント（法定調書合計表）

事業者は、平成28年1月1日以後の金銭等の支払等に係る法定調書に、金銭等の支払を受ける者及び支払者等の個人番号又は法人番号を記載する必要がある。

本人確認として番号確認と身元確認を行う。番号確認として個人番号カードがある場合には個人番号カードの裏面、個人番号カードがない場合には通知カード又は番号の記載がある住民票の写し等を用いる。身元確認として個人番号カードがある場合には個人番号カードの表面、個人番号カードがない場合には運転免許証又はパスポート等により行う。

ただし、一定の金額に満たない場合には、支払調書の提出義務がないため、個人番号関係事務に該当しないことから、個人番号を取得することは認められない。従業員や講演料等の支払先等から個人番号の提供を受けられない場合であっても安易に法定調書等に個人番号を記載しないで税務署等に提出せず、個人番号の記載は、法律で定められた義務であることを伝え、提供を求める必要がある。それでも提供を受けられない場合には、個人番号の提供を受けていないのか、提供を受けたのに紛失したのか判別するために提供を求めた経過等を記録、保存等をする必要がある。（法定調書に関するFAQ Q1-2）

不動産の使用料等の支払調書で、共有持分に係る不動産の使用料等の支払調書は、共有者ごとに作成することとされているため、共有者ごとに支払調書を作成し、共有者の個人番号又は法人番号を記載する必要がある。それぞれの共有持分が不明な場合は、支払った総額を記載した支払調書を共有者の人数分の枚数を作成することとなっているが、支払を受ける欄は各人ごとに記載する。（法定調書に関するFAQ Q4-1）

7. 相続税の申告書への被相続人の個人番号の記載に係る取扱いの変更について

被相続人の個人番号を生前に提供を受けることの抵抗感や安全管理措置などを考慮し、平成28年10月1日以降に提出する相続税の申告書については、被相続人の個人番号の記載は不要となった。改訂前の相続税申告書の様式を使用する場合は、個人番号は空欄で提出し、既に税務署に提出している相続税申告書に記載された被相続人の個人番号は、税務署でマスキングする。

以上のように、事務負担等を考慮した改正が行われている。今後も改正事項には十分注意する必要がある。

《関連ホームページ》

- 国税庁 マイナンバーホームページ
<https://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>
- 国税庁 源泉所得税関係に関するFAQ
<https://www.nta.go.jp/mynumberinfo/FAQ/gensen.htm>
- 国税庁 法定調書に関するFAQ
<https://www.nta.go.jp/mynumberinfo/FAQ/houteichosho.htm>
- 内閣官房 マイナンバーホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/kouhousiryoshu.html>

以上